四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ　試験研究用等原子炉施設の設計及び工事に関すること。

ハ　試験研究用等原子炉施設の巡視（試験研究用等原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ　試験研究用等原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（試験研究用等原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ホ　試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ　試験研究用等原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ　試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。

五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ　施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ　施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七　試験研究用等原子炉の運転を相当期間停止する場合その他試験研究用等原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該試験研究用等原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

（設計想定事象に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置）

第二十三条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、設計想定事象に関して、法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたところ（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一　設計想定事象に係る試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（原子力船等における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ　原子力船等における可燃物の管理に関すること。

ロ　消防吏員又は海上保安官への通報に関すること。

ハ　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二　設計想定事象の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

三　設計想定事象の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

（試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査）

第二十三条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、次の各号に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。

一　計測制御系統施設については、緊急遮断を起こすべき各条件について緊急遮断のための性能検査を一月ごとに、緊急遮断検査を一年ごとに行うこと。

二　試験研究用等原子炉施設の保安に直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。

2　前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては、試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。

一　廃止措置対象施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、廃止措置計画においてそれらの性能を維持すべきとした期間中、校正を年一回行うこと。

二　法第三十七条第一項の規定による保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備については、廃止措置計画においてそれらの性能を維持すべきとした期間中、それらの性能が維持されているかどうかについての検査を年一回行うこと。